

陳情第 64 号議員提出議案について質疑・討論を求める陳情

調布市議会では、27 年第 4 回定例会で趣旨採択された「意見書提出にかかわる議員提出議案の本会議における審議方法の改善を求める陳情」を受けて、28 年第一回定例会より、二分以内に提案理由を説明すること、そして「議案に対する質疑・討論の希望がある場合は議会運営委員会議で協議できる」という改革に沿って、現在、議会運営がなされています。

これに対して、陳情提出者は、調布市議会の歩みが、開かれた議会を目指し市民要望に沿って進めることはわかるが、第一回定例会を振り返った時、ほとんどの意見書が全会一致で可決した中で、一件だけ否決された意見書があった。その提案理由は説明があり理解できたが、どのような理由で可決されなかったのか、質疑・討論がなかったのか否決された理由がわからない。こういった経緯から、改革を今一步進めて、今後は、意見が分かれる意見書について、国政に関する意見書も含め質疑・討論し、議論をつくして採決に臨むよう議会に求めているものです。

言い換えれば、議会基本条例の前文にもうたわれている「市民に分かりやすく開かれた議会運営」の実践を求めた陳情とも言えます。

憲法 93 条には地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。とあります。議会は意思決定機関全般を指す「議決機関」でもありますが、行政運営について、審議し決定する権能を有する機関でもあります。

現在、議案に対する質疑・討論は、希望すれば議会運営委員会で協議できるとなっていますが、私達が自ら定めた「議会基本条例」の前文には、「議会は、市民に分かりやすく開かれた議会運営の下、市民への情報提供と情報の共有化を図るとともに、市民との対話等を通じて意見を正しくくみ取りとることが求められている」とあります。十分な審議をするために、更に第 14 条には、議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努めるものとしております。

また、議員としての「活動原則」の中には、意思の決定に当たっては、論点・争点を明らかにすること、そして議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めることを自ら規定しています。

この陳情の求めていることを、調布市議会の活動の基本の指針としている条例に照らし合わせてみますと、市民の意見を集約して、市議会として国に伝える重要な機能を果たすのが国に上げる意見書ですので、当然国政に関するものも含めて、合意できず国に提出できない意見書があった際には、本会議で質疑・討論を行うよう求めた陳情内容を、第一回定例会の改革をさらに一步進め、市民に分かりやすい議会運営をめざすべく市民意見を受け止めるべきではないでしょうか。

私は、国や都に調布市民の声として提出される意見書は、調布市民の総意の意見として提出されることから、市民へのそれぞれの説明責任があると認識していますが、いずれにしましても、調布市議会基本条例にある、議会活動の基本理念は「市民に分かりやすく開かれた議会」としていることから、その基本理念の実現に向けて、市民の負託に応えていく議会として機能するよう努力していく議会の構成メンバーという立場からも、今陳情の採択を求めるものです。